

議案第 18 号

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年桐生市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第 61 条の 21・第 61 条の 22)」に、

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「(第 61 条の 21・第 61 条の 22)」を「(第 61 条の 23・第 61 条の 24)」に、「(第 61 条の 23・第 61 条の 24)」を「(第 61 条の 25・第 61 条の 26)」に、「(第 61 条の 25・第 61 条の 26)」を「(第 61 条の 27・第 61 条の 28)」に、「(第 61 条の 27―第 61 条の 38)」を「(第 61 条の 29―第 61 条の 40)」に改める。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第 5 条第 2 項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)」を加える。

第 7 条第 1 号中「政令で定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 8 条第 1 項第 2 号中「(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同条第 2 項ただし書中「3 年以上」を「1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上)」に改め、同条第 5 項中「次の各号」を「次」に改め、「午後 6 時から午前 8 時までの間において、」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(12) 介護医療院

第 8 条第 7 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第 8 項中「かかわらず、午後 6 時から午前 8 時までの間は」を「かかわらず」に改め、同条第 12 項中「第 193 条第 10 項」を「第 193 条第 14 項」に改める。

第 16 条中「群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年群馬県条例第 69 号。以下「県指定居宅介護支援等基準条例」

という」を「桐生市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年桐生市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という)」に改め、「及び第 69 条」を削る。

第 18 条中「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第 34 条第 3 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる」を削る。

第 41 条第 1 項中「3 月」を「6 月」に改め、同条第 4 項中「には、」を「には、正当な理由がある場合を除き、」に、「行うよう努めなければならない。」を「行わなければならない。」に改める。

第 48 条第 1 項中「政令で定める者」の次に「(施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 49 条第 2 項ただし書中「3 年以上」を「1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上)」に改める。

第 61 条の 9 第 6 号中「法第 5 条の 2」を「法第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 61 条の 38 後段中「第 36 条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第 61 条の 36 に規定する重要事項に関する規程」と、」を加え、「第 61 条の 26 第 4 項」を「第 61 条の 28 第 4 項」に改め、第 3 章の 2 第 5 節第 4 款中同条を第 61 条の 40 とする。

第 61 条の 37 を第 61 条の 39 とし、第 61 条の 36 を第 61 条の 38 とし、第 61 条の 35 を第 61 条の 37 とし、第 61 条の 34 を第 61 条の 36 とし、第 61 条の 33 を第 61 条の 35 とする。

第 61 条の 32 第 3 項中「第 61 条の 35」を「第 61 条の 37」に改め、同条を第 61 条の 34 とする。

第 61 条の 31 を第 61 条の 33 とし、第 61 条の 30 を第 61 条の 32 とし、第 61 条の 29 を第 61 条の 31 とし、第 61 条の 28 を第 61 条の 30 とする。

第 61 条の 27 第 1 項中「第 61 条の 34」を「第 61 条の 36」に、「運営規程」を「重要事項に関する規程」に、「第 61 条の 32」を「第 61 条の 34」に、「第 61 条の 35」を「第 61 条の 37」に改め、同条を第 61 条の 29 とする。

第 3 章の 2 第 5 節第 3 款中第 61 条の 26 を第 61 条の 28 とする。

第 61 条の 25 中「9 人以下」を「18 人以下」に改め、同条を第 61 条の 27 とする。

第 3 章の 2 第 5 節第 2 款中第 61 条の 24 を第 61 条の 26 とし、第 61 条の 23 を第 61 条の 25 とする。

第 3 章の 2 第 5 節第 1 款中第 61 条の 22 を第 61 条の 24 とする。

第 61 条の 21 中「第 61 条の 31」を「第 61 条の 33」に改め、同条を第 61 条の 23 とする。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とする。

第 61 条の 20 の次に次の節名及び 2 条を加える。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第 61 条の 21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。))(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業員の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第 77 条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第 155 条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第 165 条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下

この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 61 条の 22 第 11 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 24 条、第 30 条、第 36 条から第 40 条まで、第 43 条、第 55 条及び第 61 条の 2、第 61 条の 4、第 61 条の 5 第 4 項並びに前節(第 61 条の 19 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条中第 1 項中「第 33 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 61 条の 22 において準用する第 61 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 36 条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(第 61 条の 22 において準用する第 36 条、第 55 条、第 61 条の 9 第 4 号、第 61 条の 10 第 5 項及び第 61 条の 13 第 3 項において「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第 36 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 61 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 61 条の 9 第 4 号、第 61 条の 10 第 5 項及び第 61 条の 13 第 3 項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 61 条の 18 第 4 項中「第 61 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護」とあるのは「第 61 条の 22 において準用する第 61 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護」と、第 61 条の 19 第 2 項中「次条」とあるのは「第 61 条の 22」と、同項第 5 号中「前条第 2 項」とあるのは「第 61 条の 22 において準用する前条第 2 項」と、同項第 6 号中「第 61 条の 17 第 2 項」とあるのは「第 61 条の 22 において準用する第 61 条の 17 第 2 項」と読み替えるものとする。

第 63 条第 1 項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。))」を加え、「以下同じ。))の事業」を「以下同じ。))の事業」に改める。

第 67 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を

除く。)」に、「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第84条第7項」を「第84条第7項及び第193条第8項」に改める。

第84条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院」に改め、同条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改める。

第85条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第86条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第95条第2項中「県指定居宅介護支援等基準条例」を「指定居宅介護支援等基準条例」に改める。

第105条第3項、第113条第2項及び第114条中「介護老人保健施設、」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第119条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第127条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第132条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第 140 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 153 条第 3 項ただし書を次のように改める。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年群馬県条例第 90 号。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準」という。))第 44 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第 53 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第 189 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 153 条第 4 項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第 8 項第 2 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第 155 条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第 159 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第188条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第193条第1項中「当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護(」の次に「第84条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。))」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、

同条第 6 項中「宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「第 84 条第 7 項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 7 項に次の 1 号を加える。

(5) 介護医療院

第 193 条中第 10 項を第 14 項とし、第 9 項を第 12 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

13 第 11 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第 201 条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第 193 条中第 8 項を第 11 項とし、第 7 項の次に次の 3 項を加える。

8 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2 人以上とすることができる。

9 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、

夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第195条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第196条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に、「利用定員」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第201条第1項中「介護支援専門員」を「介護支援専門員(第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」に改める。

第204条中「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」の次に「第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、」を加える。

附則第3項から附則第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

6 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医

療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

- 7 第 134 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 18 号 桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。